様式第11号の4(第17条の2関係)

(表　　紙)

(日本工業規格A列6)

写　真					
	登録印				

雇 用 保 険 被 保 険 者 手 帳

被保険者番号		手帳交付番号	
手帳登録番号			
氏名			

性　別	生 年 月 日	年 齢	有効期間	初日	.　.
	.　.			末日	.　.

住所	

令和　　年　　月　　日　交付

公共職業安定所長　㊞

所在地

☎

資　格　継　続　認　可　状　況				
登録安定所名	手帳登録番号	登　　録　　印		
備　　考				

(第2頁から第4頁まで)

手帳シール貼付欄

(第5頁から第27頁までの奇数の頁)

(　　月分)　　印　紙　貼　付　(納付印押なつ)

1　日	2　日	3　日	4　日	5　日
印	印	印	印	印
8　日	9　日	10　日	11　日	12　日
印	印	印	印	印
15　日	16　日	17　日	18　日	19　日
印	印	印	印	印
22　日	23　日	24　日	25　日	26　日
印	印	印	印	印
29　日	30　日	31　日	※貼付印紙数(押なつ納付印数)	
印	印	印	1級　枚(回) 2級　枚(回) 3級　枚(回) 計　枚(回) 取扱者　㊞	

(第6頁から第28頁までの偶数の頁)

台　帳

6　日	7　日
印	印
13　日	14　日
印	印
20　日	21　日
印	印
27　日	28　日
印	印

支　給　台　帳

普通給付		特例給付
不就労確認	1	4
	2	5
	3	6

認定給付の記録	
1	10
2	11
3	12
4	13
5	14
6	15
7	16
8	17
9	

普通給付関係		1級	2級	3級	給付金日額
	前　月				円
	前々月				支給日数
	計				日分まで

特例給付関係		
	前月までの支給日数	日分
	今　月　の支給日数	日分
	計	日分

この手帳を交付する月前9月間における
貼付印紙数(押なつ納付印数)等の状況

取扱者印	

年月	貼付印紙数(押なつ納付印数)				支給した求職者給付金の日数	
	1級	2級	3級	計	普通	特例
・	枚(回)	枚(回)	枚(回)	枚(回)	(日分)	(日分)
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
備考						

特 例 給 付 に 関 す る 記 録

特例給付申出年月日		・　・	・　・
基　礎　期　間		・　～　・	・　～　・
基礎期間内における貼付印紙数(押なつ納付印数)	1級	枚(回)	枚(回)
	2級	枚(回)	枚(回)
	3級	枚(回)	枚(回)
	計	枚(回)	枚(回)
求職者給付金の日額		円	円
受　給　期　間		自　・ 至　・	自　・ 至　・
失業の認定日・支給日			
管轄公共職業安定所名		印	印
備　考			

(裏　　面)

被 保 険 者 の 注 意

1　この手帳により求職者給付金の支給を受けようとするときは、公共職業安定所(厚生労働省組織規則第793条の規定により当該事務を取り扱わない公共職業安定所を除く。)(特例給付の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所)又は船員職業安定法施行規則第2条に規定する地方運輸局に出頭し、この手帳を提出すること。

2　就業するときは、就業前にこの手帳を事業主に提出すること。

3　賃金の支払を受けるときは、この手帳に事業主から雇用保険印紙の貼付(印紙保険料納付計器により印紙保険料を納付する事業主からは、納付印の押なつ)を受けること。なお、必要があるときは、いつでも事業主にこの手帳の返付を請求することができること。

4　この手帳は、求職者給付金の支給を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。

5　偽りその他不正の行為により求職者給付金の支給を受けたり、又は受けようとした場合には、一定期間求職者給付金を受けることができなくなるほか、その返還及びその2倍の額以下の金額の納付を命ぜられ、又は詐欺罪等で処罰されることがあること。

6　この手帳による求職者給付金の支給に関する処分又は偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者給付金の返還若しくはその額に相当する額以下の金額の納付を命ずる処分について不服があるときは、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に当該処分を行った公共職業安定所又は地方運輸局の所在地の都道府県労働局に置かれている雇用保険審査官に対して審査請求をすることができること。

事 業 主 の 注 意

1　事業主は、この手帳の交付を受けた被保険者を雇用した場合は、その者に支払う賃金が11,300円以上のときは第1級雇用保険印紙(176円)を、8,200円以上11,300円未満のときは第2級雇用保険印紙(146円)を、8,200円未満のときは第3級雇用保険印紙(96円)を賃金支払時にこの手帳の当該日欄に貼付し、消印すること。

2　消印は、あらかじめ事業所の所在地の公共職業安定所に届け出た印を印紙貼付(納付印押なつ)台帳の日欄のU印の箇所に割印するように押すこと。

3　印紙保険料納付計器により印紙保険料を納付する事業主は、この手帳の交付を受けた被保険者を雇用した場合は、その者に支払う賃金が11,300円以上のときは第1級雇用保険納付印を、8,200円以上11,300円未満のときは第2級雇用保険納付印を、8,200円未満のときは第3級雇用保険納付印を賃金支払時にこの手帳の当該日欄に押なつすること。

4　表紙、1頁から4頁まで、5頁から28頁までの支給台帳及び※印欄、29頁並びに30頁には記載しないこと。